

令和5年9月4日

告 示

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、冷研鶴崎ボクシングジム（以下「冷研鶴崎ジム」という）所属ボクサーである高松翔太（ライセンスNo.47628）選手を令和 5 年 8 月 28 日より 6 ケ月のライセンス停止処分とする。

理由：冷研鶴崎ジム高松翔太選手は、令和 5 年 8 月 27 日の試合の前日計量において 1.4kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は高松翔太選手を令和 5 年 8 月 28 日より 6 ケ月のライセンス停止処分とする。

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、冷研鶴崎ジムのマネージャーである古中賢次（ライセンスNo.8463）氏を嚴重注意処分とする。

理由：当財団は、古中賢次氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション